

## 厚木市地域育児センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 地域における子育て家庭の養育ニーズを受け止め、在宅育児の安定・充実と児童虐待の予防を図るため、保育所の専門的機能を活用して、地域の子育て支援等を行う地域育児センター（以下「センター」という。）の活動を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、厚木市及び民間の認可保育所を設置・運営する社会福祉法人等とする。

### (事業の内容)

第3条 センターにおいては、通常の育児相談等に加えて、地域の実情に合わせて次の各号に掲げる事業を行うものとする。

#### (1) 在宅育児支援事業

- ア 子育て家庭交流事業
- イ 子育て支援地域訪問事業
- ウ 食育普及促進事業
- エ 中高生と園児の体験交流事業
- オ 子育て情報等提供事業

#### (2) 私設保育施設支援・交流事業

#### (3) 相談機能強化事業

#### (4) 三世代交流支援事業

#### (5) 地域家庭登録型支援事業

2 前項の各号に掲げる事業の内容は別表のとおりとする。

### (運営)

第4条 センターの運営方法は次のとおりとする。

(1) 前条に掲げる事業は、保育所の専門的機能を活用して行うものであるが、入所児童の処遇に支障を来すことのないよう行わなければならない。

(2) 施設長は、子育て支援拠点との協力関係を保つように努めるものとし、保健福祉事務所、児童相談所、(主任)児童委員等関係機関との連携体制を確保するものとする。

### (補助)

第5条 社会福祉法人等が第3条に掲げる事業を実施するにあたって必要な費用については、予算の範囲内において、厚木市民間保育所運営費補助金交付要綱に定めるところにより補助するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## (別 表)

事業名	内 容	
在宅育児支援事業	子育て家庭交流事業	地域の子育て家庭同士の交流、相互の情報交換の場の提供等を企画し実施する。
	子育て支援地域訪問事業	子育て家庭や子育て親子が集まる場所に保育士を派遣し、育児の相談指導等を実施する。
	食育普及促進事業	地域の子育て家庭を対象に、保育所での給食の体験等を通じながら栄養指導や離乳やアレルギーへの対応など食育の普及を図る。また、栄養士がいない保育所においては、栄養士等の派遣を受け、栄養計算や除去食、園児の肥満防止、地産地消など食育の実施をする。
	中高生の保育体験事業	保育所において、子どものふれあいや子育ての素晴らしさの体験とともに、子育ての大変さや責任についても学ぶ機会を提供することにより、若年層の安易な妊娠・出産の予防を兼ねた実施を図る。
	子育て情報等提供事業	地域の子育て家庭を対象に、子育て情報の提供及び地域育児センター事業等に関する広報等を実施する。
私設保育施設支援・交流事業	私設保育施設の保育士や児童を招いて、保育に関する指導や児童の交流を図るなど私設保育施設の支援を行なう。	
相談機能強化事業	臨床心理士等の専門家の派遣を受け、育児相談にあたる保育士が専門家の視点からのアドバイスを受けたり、育児不安の特に強い地域の子育て家庭の保護者への専門的な相談を実施する。	
三世代交流支援事業	保育所において、地域の高齢者と地域の親子の三世代交流により、育児の知恵の伝達と保護者の負担感解消を図る事業を実施する。	
地域家庭登録型支援事業	妊娠中または出産直後から身近な保育所に会員登録することにより、保育所の専門的機能を生かした育児相談や育児教室、親子教室等の支援を行う。	